かけ声だけではだめだ!!みんなで実行しよう

冬期および年末年始の交通事故防止運動

昭和45年12月10日(木)から昭和46年1月20日(水)まで

冬期間および年末年始における、新潟県の交通事故は、積雪や凍結による道路条件の変化、年末の忙しさまた飲酒の機会の多いことから、スリップ・過労・飲酒などを原因とする交通事故が、急激に増加する傾向にあります。

これらの交通事故を防止するため、すべての地域や職場で交通安全運動を展開し、県民一人一人の自覚と正しい交通ルールを身につけることにより、交通事故の絶滅をはかり、県民が明るい年末とたのしい正月を過ごせるようにすることを目的として、新潟県内で、特に四十日間の期間を設けて、強力な運動を展開しようとするものです。

次の実施要領をよくお読みいただいて、みんなの協力で運動の成果を盛上げて下さい。

冬期における交通事故の防止

①除雪をよくする。

・除雪計画路線の交通確保につとめる。(別項、除雪計画参考)

・交叉点や横断歩道附近の除雪はとくに念入りに。

・屋根からむやみに雪を投げ捨てない。どうしても雪下しをしなければならないときは、除雪機械の活動状況とにらみ合わせたり、少しずつ下して、交通のさまたげにならないように注意する。

②車両の完全整備を励行する。

・仕業点検のとき、ブレーキ・制動灯・ウインドクリーナー・タイヤ・タイヤチェーンなどの点検整備を確実に実行する。

・スコップ・砂袋・針金などを常時積んでおく。

③道路交通環境をよくする

・危険な箇所を見つけたらすぐ役場か警察へ通報する。

・違法駐車をぜったいしないこと。

・物を道路に置きっ放しにしない。

④スリップ事故や過労運転による事故を防止する。

・安全な車間距離の保持。

・無理な追越しやわき見運転をぜったいやらない。

・早目の合図、早目のブレーキ。

・追突されないための予備制動を早目にかける。

・路切前の一時停止は、余裕をもって行なう。

・スリップ注意報に注意しその日の気象状況に応じた安全運転を励行する。

・バイク運転者は、必ずヘルメットを着用する。

・職場でも、家庭でも、過労運転にならないように注意する。

⑤雪道・凍り道での、歩行者の安全を確保する。

・子供の事故を防止するため、車の直前直後の横断やとび出し、路上でのスキー・スケートあそびなどの危険な行為の防止を強く指導しよう。

・通学路の点検、通学班の編成、荒天のときの引卒誘導などの体制をしっかり整える。

・子供に忘れものや、遅刻をさせないように気を配り、笑顔で送り出してやることにつとめる。

・夜間の歩行には、必ず懐中電灯を携行する。

・老人に対して、外出前や街頭で、「気をつけなさいよ」「気をつけましょう」というような声をかけてやる「**一声運動**」を実施し、正しい交通マナーの励行をはかる。

・日や体の不自由な人の歩行保護には、とくに注意する。

・交通事故防止をテーマにして、家族全員が話し合い、家族の中から事故者を出さないように約束しよう。

飲酒運転事故の防止

①地域での実践活動

・あらゆる地域組織をあげて、飲酒運転防止の「三ない運動」を実践する。(飲んだら乗らない。乗るなら飲まない、飲ませない)

・各家庭で、自動車・バイクを運転してきたお客には酒を出さないこと。飲んだらタクシーで帰すよう、家族全員で再確認する。

・家庭の主婦が中心になって、酒の出る会合や、挨拶まわりに行くとき、または飲酒後外出するときなどに、ぜったい運転しないことを徹底する。

②職場での実践活動

・雇用主および安全運転管理者は、所属の運転者に対して、飲酒運転のおそろしさと、事故の責任の重大さを強調し、飲酒運転防止のモラルが確立するように、安全教育の強化をはかる。

・官公庁・民間の事業所・団体などで、飲酒運転防止の申し合わせをし、年末年始の行事・会合における飲酒を自粛して、飲酒運転の防止をはかる。

③飲酒運転の取締りと、酒類提供業者の協力

・街頭検問・街頭指導・パトロールなどによる、指導取締りの強化徹底をはかる。

・料理店・飲食店などの、酒類提供業者に対し、車を運転してきたものに、酒類を提供しないよう指導要請する。

・ドライブイン・モーテルなどの業者に対し、車を運転してきたものの、飲酒のぜったい禁止について、周知徹底をはかるよう協力を要請する。

学生の車便乗をやめて

——中学校からお願い——

雨風の強い原っぱの道を中学生が歩いている……

「かわいそうだから乗せてやろう」

・ある中学生は、断わって歩いていった。

・ある中学生は、よろこんで乗せてもらった。

夕暮れの道で、中学生が手をあげている……

「今日は席も空いているし、時間にも余裕があるから乗せてやろう」

「今日は急いでいるからだめだ」

・○○さんは親切だからたいてい乗せてくれるぞ。

・□□屋の車は、さっぱり乗せてくれないぜ、全然サービスが悪いんだ。

悪天候が続くこれからの季節によくある情景と、中学生の間に実際に起きてくる反応です。

中学校では、どんな困難にもうちかつ強い精神と、たくましい体力を養うために、特別の事情のない限り悪条件に負けないで、自分の力で元気よく登下校するように、絶えず指導していますが、時々このようなことがあるようです。

車を運転する方々も、どうか中学校の指導方針をご理解いただき、「中学生の車便乗禁止」にご協力下さるようお願いします。

白魔に挑む

除雪対策に万全の備えを!!

村では、やがて訪れる冬将軍に備えて、道路除雪・雪害防止対策を計画しています。

近く開かれる「除雪対策協議会」で、細部にわたる具体策を協議して、万全の体制をしくことになっていますが、除雪作業は、国・県・市町村の、機械力による除雪がもとになるとはいい、地域ぐるみの協力がなければ、キメの細かな除雪対策は期待できません。

また、国道は国で、県道は県で、市町村道は市町村で、それぞれ責任を以て、除雪するのが原則でありますが、相互に積極的な協力体制をとり、道路交通の確保につとめることになっています。

次に、その除雪計画のあらましをご紹介し、地域のみなさんの、ご協力とご援助を要請いたします。

国・県道除雪計画

第一種路線

一日一千台以上の交通量のある路線で、二車線確保を原則とする。

第二種路線

一日五百台～一千台の路線で、二車線確保が原則であるが、状況によっては一車線を確保し、待避所を設ける。

第三種路線

一日五百台以下の路線で一車線と待避所確保を原則とする。

主要村道除雪計画

第一種路線

一車線の交通を確保し、要所に待避所を設ける。異常な降雪時以外は、最優先的に交通を確保する。

第二種路線

一車線の交通を確保するように努力するが、状況によっては、一時自動車の交通が不能になっても、やむを得ないものとする。

雪下しは機械除雪に合わせて……

これらの機械除雪は、村のブルドーザーやロードメンテナが中心になって活躍しますが、出動に備えて、入念な整備が行なわれています。

除雪最大能力は、積雪量三十センチメートルで、約三十五キロメートル、六十センチメートルでは約、二十五キロメートルになってしまいます。

特に、住宅密集地域では家根からの雪下しが、交通のさまたげになる場合が、しばしばありました。天下の公道が、「サイの河原」にならないよう、十分なご注意とご協力をお願いします。

また次のことがらについてもお互に注意し、冬期間の交通条件を少しでもよくするように心がけましょう。

・路上に車や物を放置しないこと。

・生垣などが倒れないようにしっかり補強する。

・消火栓やマンホールの位置を標示する。

冬期道路交通確保路線図

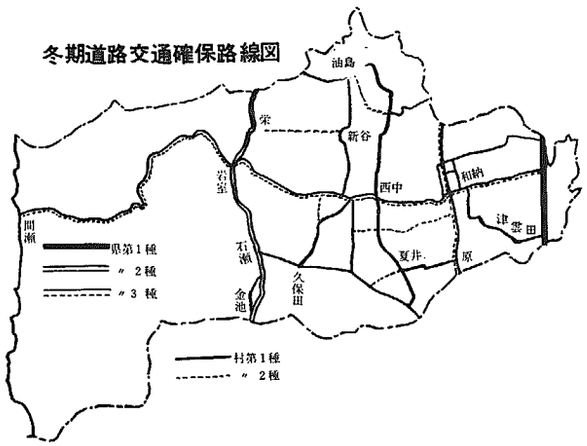

年末の郵便物はお早目に

小包は12月15日
年賀状は12月22日までに
郵便番号もお忘れなく
(郵便局より)

ことしも年賀状を書く時期が近ずいてまいりました。年末の郵便局は平常月の約五倍の郵便物を取扱い大変混雑いたします。みなさんが心をこめた贈答用の小包や年賀状を無事にお届けする為に郵政省では最大の努力をいたしますが、みなさんからも次のことについて御協力下さいますようお願いいたします。

◆小包郵便

◆小包は十二月十五日までにお出し下さい。

◆荷造りはしっかりと、荷札を二枚つけて、郵便番号もお忘れなく。

◆年賀状

◆年賀状は十二月二十二日までにお出し下さい。受付は十二月十五日より始めます。

◆出し方

1お年玉つき年賀はがき以外のはがきを年賀状として出すときは、表面左側に「年賀」と赤い字でお書き下さい。

2多数お出しの方は「村内あて」「県内あて」の三つに分けて束ね、付せんをつけてお出しになるよう御協力下さい。

◆あて先は正確に番地などを省略しないように、○○方とか、○○ビルなど肩書きもあったらぜひ忘れずに。

特に世帯主以外の御家族あてのものは、世帯主のお名前を肩書き下さるようお願いいたします。

巻税務署から

◎納税証明書を請求されるときは

毎年のことですが、年末近くになると、納税証明書を請求される方が多くなります。

一度に多く請求されるときは、すぐ交付を受けることができない場合があります。

納税証明の必要が予定される方は、なるべく早めに請求されるようにお願いします。

△使用の目的をはっきり

△印鑑(法人の場合は代表者の印鑑)をお忘れなく。

△交付手数料として、収入印紙(一税目、一年度、証明書一枚につき一〇〇円)を準備ください。

◎「クリスマスパーティー」券の印紙税はどうなるか

問　「クリスマスパーティー券」には、印紙税がかかりますか。

答　一定の物品の引換え給付を約するものは、「物品切手に該当しますので印紙税がかかります。

金額が記載されてないか、または金額だけが記載されているものでも、物品の給付を主目的とするものは、一般の商品券と同じように取扱われます。

税額は、つぎのように定められています。

券面金額の記載のないもの　二十円

一通につき

券面金額の記載のあるもの

六百円未満のもの

千円以下のもの　非課税

一通につき　三十円

千円をこえるもの

一通につき　六十円

二千円をこえるもの

一通につき　九十円

三千円をこえるもの

一通につき　百二十円

(注)千円またはその端数ごとに三十円

ご不明の点は、巻税務署間税課でおたずねください。

。道路に雪を投げちらして雪消しをするのは絶対やめて下さい